

告 示

埼玉県告示第六百七十八号

平成二十七年埼玉県告示第九百五十四号で公示した公共測量は、平成二十八年二月二十六日終了した旨測量計画機関である富士見市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司